

平成 18 年 4 月からの導入を目指します

指定管理者制度

民間でできる
ことは民間で

平成 15 年に地方自治法の一部が改正され、今まで市の出資法人や公共的団体などに限られていた公の施設の管理を、民間事業者・NPO 団体など幅広い団体（＝指定管理者）が行えるようになりました。山陽小野田市においても、公の施設の管理状況について検討を行い、【表 1】の施設で来春の導入を目指し、【表 2】のとおり準備作業にとりかかったところです。なお、「指定管理者制度指針」を市のホームページに掲載していますので、次ページの「市長から市民のみなさんへ」とあわせて、ご覧ください。

【問い合わせ先】

まちづくり推進室 ☎ 82-1135

【表 1】平成 18 年 4 月に指定管理者制度導入を目指す施設

まつば園、みつば園
のぞみ園
中央福祉センター
児童館（小野田地域の 7 施設）
なるみ園
市内の 4 漁港
商工センター
商業起業家支援センター（日の出市場）

【表 2】これからのスケジュール

17 年 11 月	関係する条例を整備
17 年 11 月 }	指定管理者の募集・選定および候補者の決定 指定管理者の指定の議会での議決 指定管理者の指定および告示
18 年 3 月	協定の締結・移行作業
18 年 4 月	「指定管理者」による管理の代行がスタート

???「指定管理者制度」とは ???

なぜこの制度を導入するのですか？

公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応することができ、また、経費の削減も可能になるからです。

「公の施設」とはどのようなところですか？

市民が利用する施設のことで、体育施設、文化施設、社会福祉施設、観光施設、都市公園などがあります。本庁舎・支所などの行政の事務所、試験研究所、オートレース場などは対象とはなりません。

施設の利用者に影響はありますか？

指定管理者制度は、市民サービスの向上を目的としていますので、利用者は一層利用しやすくなることが期待されます。

応募資格、募集方法について教えてください

指定管理者となることができる団体に、法律上の制限はありません。募集では、公募を行い、応募のあった複数の団体から選考することが原則となります。しかし、施設の特异性などにより、募集に条件を加えることがあるほか、公募によらず、特定の団体を指定管理者として選定する場合もあります。

管理者をどのように選定するのですか？

選定は指定管理者選定委員会で行います。選定の公平性や透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、選定基準などの情報を開示します。選定基準は、市民が公平、平等に利用できる体制が構築できるか、設置目的を達成することのできる管理能力を有しているか、施設管理経費の縮減が見込まれるか、などを総合的に判断し策定します。